

令和2年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年1月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年1月24日（金）午後1時30分から午後1時52分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長： 1 番： 花野 隆雄	会長代理： 2 番： 水澤 正明
委 員： 3 番： 忠 貞夫	委 員： 4 番： 榎本 太
委 員： 5 番： 森田 謙	委 員： 6 番： 田村 信秀
委 員： 7 番： 南波 雅子	委 員： 8 番： 緒形 文一
委 員： 9 番： 馬場 勝	委 員： 10 番： 西奈美 公平
委 員： 11 番： 川上 勝之	委 員： 12 番： 松村 智
委 員： 13 番： 今井 輝子	委 員： 14 番： 阿部 実

農地利用最適化推進委員（7人）

委 員：中条：15番： 志村 政美	委 員：中条：16番： 佐藤 隆
委 員：乙：17番： 小泉 正	委 員：乙：18番： 安城 守英
委 員：築地：19番： 白塚 幸二	委 員：築地：20番： 小熊 威
委 員：黒川：21番： 今井 明	

4 欠席委員（1人）

推進委員：黒川：22番： 小野 金一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第3号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第4号議案 胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年1月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、12番松村智委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、12月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>1月8日、農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、水澤委員、今井明委員に案件を審査していただきました。</p> <p>1月9日、農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、白塚委員に案件を審査していただきました。</p> <p>1月16日、下越地区農業委員会連絡協議会第4回理事会及び新潟県農業会議第46回常設審議委員会がJA新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>1月17日、1月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>事前審査会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、各々の活動について報告いただきました。</p> <p>1月22日、市町村農業委員会役員等研修会が新潟市のユニゾンプラザで開催され、会長、南波委員、今井輝子委員が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、個人住宅建築のための転用が2件、仮設道路のための一時転用が1件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用であり、申請面積は242㎡、敷地面積は281㎡、建築面積は59.38㎡で、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、下高田地内の畑において、住宅を建築するための転用であり、敷地面積は330㎡、建築面積は78.22㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円です。</p> <p>3番の案件は、山王地内の畑において、隣接する山林への埋立工事に伴う仮設道路のための一時転用であり、賃貸借契約を許可の日から1年間設定するもので、所要面積は150㎡、賃借料は〇〇円です。</p>

	<p>第1号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>2ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る1月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、個人住宅建築のための転用が2件、仮設道路のための一時転用が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第2号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第2号議案の所有権移転は、売買が3件であります。</p> <p>1番の案件は、柴橋地内の田について、譲渡人は高齢であり、農業後継者も居ないことから、売り渡しを希望されたものであります。</p>

	<p>譲受人はそれぞれ、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、築地地内の田について、譲渡人は高齢であり、農業後継者も居ないことから、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人はそれぞれ、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、村松浜地内の畑について、譲渡人は居住地が遠方であることから、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人はそれぞれ、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、14 番阿部実あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>第 2 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 19 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手より、高齢であり農業後継者も居ないことから農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありません。あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については売り手、買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 2 号議案の所有権移転の 2 番のあっせん審査結果について、2 番水澤正明あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>第 2 号議案の所有権移転の 2 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 1 月 8 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手より、高齢であり農業後継者も居ないことから農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありません。あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については売り手、買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会で</p>

	<p>は問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第2号議案の所有権移転の3番のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第2号議案の所有権移転の3番についてご報告いたします。 去る1月9日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。 売り手より、居住地が遠方であることから農地を売りたいと申し出がありました。買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありません。あっせん譲受け台帳にも登録されております。 売買価格については売り手、買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第2号議案の所有権移転の事前審査結果について、9番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9番	<p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第2号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。次に、第2号議案の利用権設定を議題といたします。 事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第 2 号議案の利用権設定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、賃借権を新規に設定するものが 7 件、賃借権を再設定するものが 32 件の、計 39 件であります。</p> <p>1 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 120kg であります。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>2 番から 7 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 21 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 20,000 円、又はコシヒカリ 60kg から 95 kg であります。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>8 番から 13 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、25,300 円から 30,000 円、又はコシヒカリ 60kg から 90 kg であります。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>14 番から 19 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、7,000 円から 23,000 円、又はコシヒカリ 60kg であります。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>20 番から 25 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、14,000 円から 20,000 円、又はコシヒカリ 60kg から 100 kg であります。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>26 番から 31 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 8 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、10,350 円から 13,000 円であります。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>32 番から 37 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 6 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、10,000 円から 14,000 円、又はコシヒカリ 30kg から 60kg であります。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>38 番から 39 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ 23kg から 30 kg であります。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の事前審査結果について、9 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定は、賃借権を新規に設定するものが 7 件、賃借権を再設定</p>

<p>議長</p>	<p>するものが 32 件の、計 39 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第 2 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、全国農業新聞などの記事等でご承知のとおり、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、昨年 10 月の県外 2 市町を含め過去 1 年間で 4 件となり、農林水産省より綱紀肅正の通知が発出されております。</p> <p>この一連の不祥事を踏まえ、去る 11 月 19 日に開催されました令和元年度新潟県農業委員会大会におきましても、改めて、農業委員会組織が農業者の公的な代表機関として法令を遵守し、農地利用の最適化を実現する責務を負うことを申し合わせ、決議したものであります。</p> <p>この申し合わせ決議の趣旨に則りまして、全ての農業委員会で法令遵守の申し合わせ決議を行うものであります。</p> <p>それでは、内容について読み上げさせていただきます。</p> <p>「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）、</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、</p>

	<p>高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和2年1月24日、胎内市農業委員会」</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書12ページをお願いします。</p> <p>第4号議案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、市に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。意見については10月協議会で募集し、この度意見書として取りまとめましたのでお諮りするものであります。</p> <p>I番につきましては、農業委員会事務局の人事に関するものです。</p> <p>II番につきましては、減少する農業者の水稻の労力軽減のため、時代の変化に対応した新しい技術の導入とSNSの活用など新しい発想を生み出す環境づくりの推進についてです。</p> <p>III番の1につきましては、担い手への農地利用の集積・集約化のため、農機具等の購入に伴う補助金や低利子・無利子の融資制度の充実することについてです。</p> <p>III番2の(1)につきましては、農地保全に対する支援体制として、畑地等の遊休農地を維持・管理する体制づくりに対する支援を求めるものです。</p> <p>III番2の(2)につきましては、遊休農地の発生防止・解消のため、条件不利農地に</p>

	<p>対する支援と農地を有効活用できる仕組みづくりの構築についてです。</p> <p>この意見書については総会で承認いただいた後、日程調整を行い、会長から市長に意見書を提出する予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p> これより採決をいたします。</p> <p> 第4号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>議長 賛成多数と認めます。</p> <p> よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p> これに伴いまして、後日日程調整を行い、意見書を市長に提出いたしますのでよろしく申し上げます。</p> <p> これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p> これを持ちまして、令和2年1月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	---

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年 1月24日

議 長

11 番

12 番
